二　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（四の項及び六の項に掲げるものを除く。）	平成二十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
三　空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年以下の取組についての届出があった空港（国土交通大臣が設置し、及び管理する同法第四条第一項第六号に掲げる空港（新千歳空港及び福岡空港を除く。）に限る。次項から六の項までにおいて同じ。）に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。五の項において同じ。）のうち使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に二十分の七を乗じた金額
四　空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年以下の取組についての届出があった空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額
五　空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年を超える取組についての届出があった指定空港に着陸する航空機のうち使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間（当該航空機に係る国際路線が拡大した日（平成二十九年三月二十六日以後の日に限る。）の属する月前の直近の継続した十二月間。次項において同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十九年九月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に二十分の七を乗じた金額

二　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（四の項に掲げるものを除く。）	平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
三　空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組についての届出があった空港（国土交通大臣が設置し、及び管理する同法第四条第一項第六号に掲げる空港（新千歳空港及び福岡空港を除く。）に限る。次項において同じ。）に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日をいう。次項において同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に二十分の七を乗じた金額
四　空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組についての届出があった空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額
（新設）		